

# 世田谷区豪雨対策行動計画（平成30年度～平成33年度）（案）概要

(2018)

(2021)

## はじめに

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年度に「世田谷区豪雨対策基本方針」、「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定しました。その後、平成26年度に、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」（平成26年度～平成29年度まで）を策定し、新たな行動計画に取り組んできました。

近年では、「雨水の利用の推進に関する法律」や「水循環基本法」などの法整備も整い、また、新たに「自然の多様な機能を活用したインフラ「グリーンインフラ」」の取り組みが始められています。平成30年度から平成33年度までの「世田谷区豪雨対策行動計画」の策定にあたっては、流域対策を強化するために新たな取り組みにより、区内の浸水被害の軽減を目指し、豪雨対策をより一層推進します。

## 1. 世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方（本編 p2-7）

### （1）従前計画に対する評価・主な取り組み（本編 p3 「1.2 行動計画における評価及び課題」より）

区では、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」策定後、「世田谷区豪雨対策基本方針」で定めている10年後の目標に向けて、豪雨対策の取り組みについて4つの柱に基づき、鋭意対策を進めてきました。

#### 河川・下水道整備の推進

- ・松原幹線、北沢幹線、烏山幹線、九品仏幹線は再構築着手、蛇崩川幹線は増強着手、上沼部雨水幹線の整備着手
- ・流域対策の強化
- ・平成28年度末の流域対策量は388km<sup>3</sup>（平成29年度行動目標の98%）
- ・家づくり・まちづくり対策の促進
- ・土のうステーションの設置、地区街づくり計画に浸水対策の項目を明記
- ・避難方策の強化
- ・情報提供の充実、避難誘導態勢の整備・強化

### （2）行動計画の目標（本編 p4 「1.3 目標」より）

行動計画では、世田谷区豪雨対策基本方針における30年後（平成49年度）の目標を目指し、4つの柱である「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進、「避難方策」の強化を進めます。このうち、流域対策については、平成33年度までに515km<sup>3</sup>（時間5.4ミリ降雨相当）を目指します。

#### 世田谷区豪雨対策基本方針における30年後の目標

- ・概ね時間60ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目指します。
- ・区部では概ね時間75ミリの降雨、多摩部では概ね時間65ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。
- ・目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指します。

### （3）行動計画の期間（本編 p7 「1.6 行動計画」の期間」より）

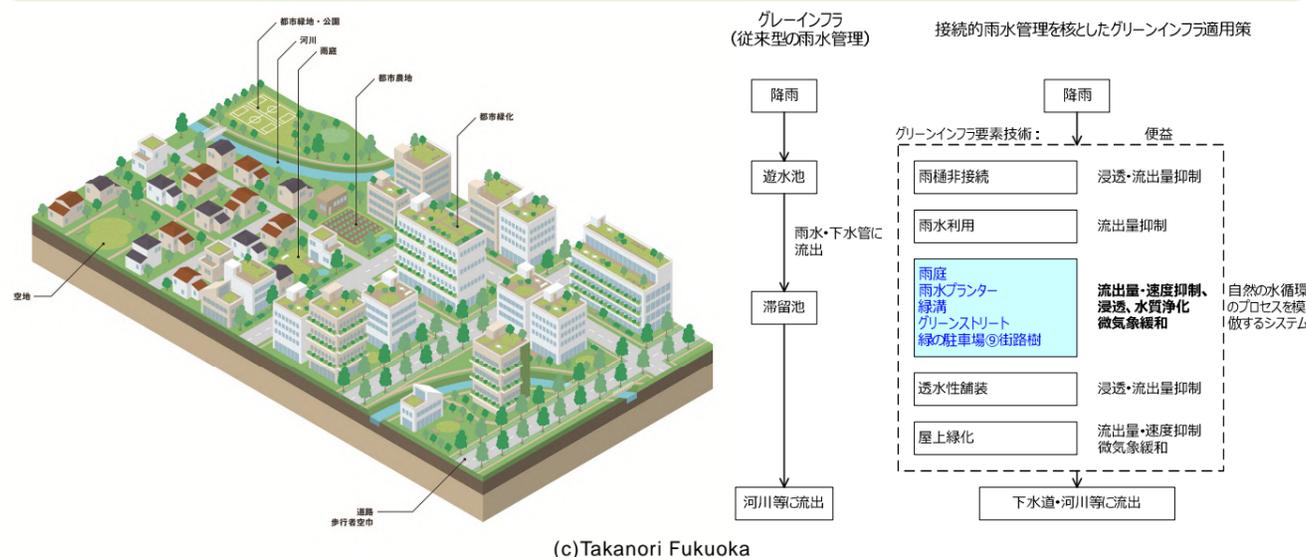
	H19～H25 (2007～2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～H49 (2022～2037)
世田谷区豪雨対策基本方針	H21年10月策定		時点修正		中期目標					
世田谷区豪雨対策行動計画	H22年3月策定	H26年12月策定			H30年6月策定					

行動計画の期間は、世田谷区新実施計画（後期）と同じく、平成30年度から平成33年度までとします。

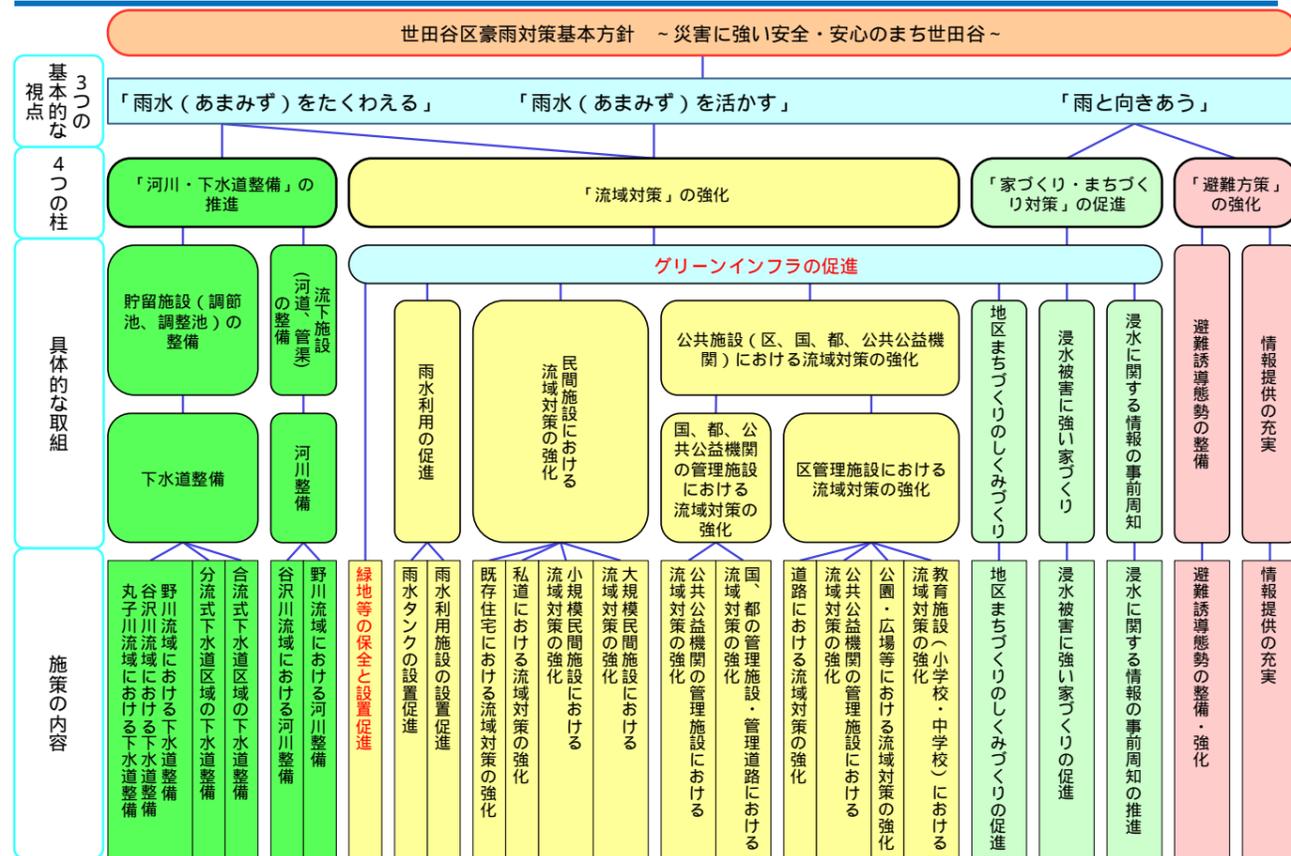
## （4）行動計画の新たな視点（本編 p5 「1.4 新たな視点」より）

行動計画における新たな視点として、グリーンインフラの持つ貯留・浸透・流出抑制機能に着目し、「グリーンインフラの促進」を追加します。

グリーンインフラとは、「みどりやみずなどの自然（グリーン）の持つさまざまな機能を積極的かつ有効に活用することで、雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、利活用、地下水涵養を行う都市基盤（インフラ）や考え方」を言います。



## （5）行動計画の体系（本編 p6 「1.5 体系」より）



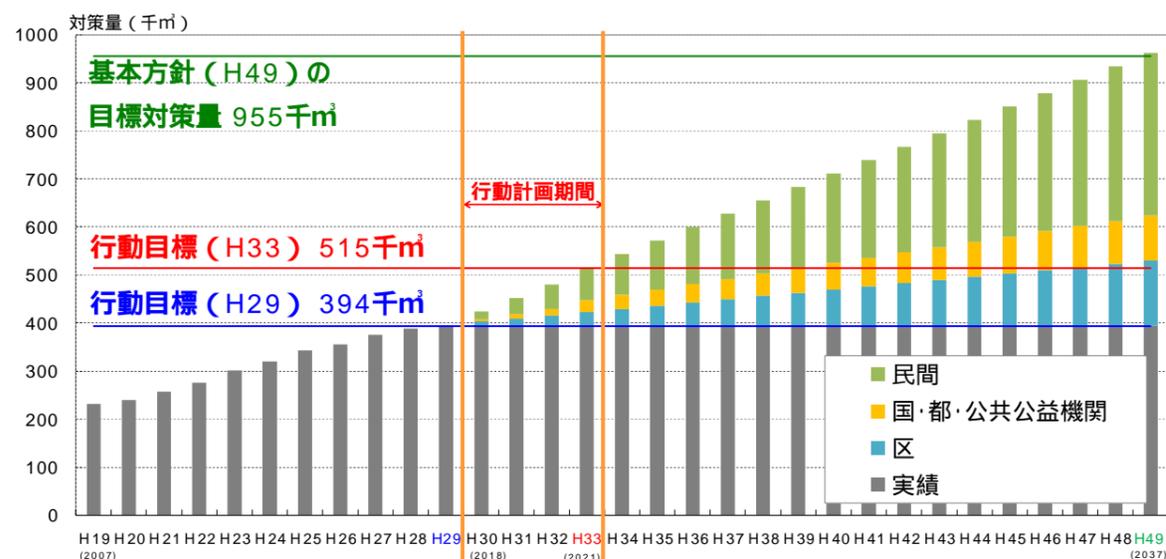
赤字：新たに追加した項目

## 2. 4つの柱に対する行動計画（本編p8-52）

### （1）流域対策（本編p21-42「2.2 流域対策」より）

#### 流域対策の強化に向けた行動目標（本編p21,22）

今回の行動計画では、平成49年度までに区内全域において、時間10ミリ降雨相当（区全域で約955千 $m^3$ ）の流出抑制を実現する目標を見据え、特に道路施設・小規模施設の流域対策を強化し、平成33年度の流域対策量約515千 $m^3$ （時間5.4ミリ降雨相当）を行動目標とします。



#### 世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱の見直し（新規）（本編p23,24,32）

- 教育施設、公園、道路の単位対策量を以下のとおり強化します。

対象施設	現行計画	今回計画
公共施設（公園、道路、並びに鉄道事業者及び高速道路事業者が管理する施設を除く）	600 $m^3$ /ha	600 $m^3$ /ha
教育施設		1,000 $m^3$ /ha
公園（敷地面積3,000 $m^2$ 以上）	1,000 $m^3$ /ha	1,000 $m^3$ /ha
公園（敷地面積1,000 $m^2$ 以上3,000 $m^2$ 未満）	600 $m^3$ /ha	700 $m^3$ /ha
公園（敷地面積1,000 $m^2$ 未満）	600 $m^3$ /ha	600 $m^3$ /ha
道路	400 $m^3$ /ha	500 $m^3$ /ha
鉄道事業者又は高速道路事業者が管理する鉄道又は高速道路施設	300 $m^3$ /ha	300 $m^3$ /ha
大規模民間施設	600 $m^3$ /ha	600 $m^3$ /ha
小規模民間施設	300 $m^3$ /ha	300 $m^3$ /ha
私道	300 $m^3$ /ha	300 $m^3$ /ha

赤字：変更した項目

- 雨水貯留浸透施設の設置の促進のため、小規模民間施設に対し、計画書の提出対象の敷地面積を250 $m^2$ から150 $m^2$ に引き下げます。

### グリーンインフラの促進（新規）（本編p25,26）

「流域対策」の強化では、グリーンインフラの持つ貯留・浸透、流出量抑制機能に着目し、「グリーンインフラの促進」を新たな視点として追加します。これは、流域対策を強化するため、また、みどりの基本計画との連携を図ることで豊かな住環境の創出に寄与するため、以下のとおり緑地等の保全、及び設置促進を図るものです。

- 流域対策におけるグリーンインフラの考え方を区民へ周知します。
- 公共・民間施設の新設や改修時等において、グリーンインフラの考え方を取り入れ、緑地等の保全及び設置や雨水貯留浸透施設の設置を促進します。
- みどりの関連部署と連携を図り、緑地等の保全、及び設置を促進します。

### 雨水流出抑制施設の設置促進及び確実な把握のため、条例化の検討（新規）（本編p32）

雨水貯留浸透施設の設置のさらなる促進及び確実な把握のため、雨水貯留浸透施設設置の努力義務化の新規条例の策定を検討します。

### （2）土のうステーションの活用促進（本編p43-48「2.3 家づくり・まちづくり対策」より）

区内の必要箇所52箇所に土のうステーションの設置が完了したことから、今後、区民や事業者と連携を図りPRや広報を充実させ、土のうステーションの活用促進を図ります。

### （3）道路冠水状況の情報提供（新規）（本編p49-52「2.4 避難方策」より）

豪雨時において情報を確実に周知するため、道路冠水状況のリアルタイムでの配信を検討します。

## 3. モデル地区（本編p53-54）

豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区については、モデル地区として位置づけられています。これまでの行動計画によって位置づけられた「用賀3、4丁目・上用賀地区」、「鎌田1、2丁目地区」、「上馬・弦巻地区」、「中町・上野毛地区」の4地区において、継続して対策の推進を図ります。

## 4. 進捗管理等（本編p55-57）

行動計画は、区、区民、事業者、国、都等のそれぞれの実施主体が連携・調整・協力しながら進めていきます。行動計画の策定後もPDCAサイクルに基づき、各施策の実施状況を管理し、課題を整理・検討することで、行動計画の見直し時に反映を行い、豪雨対策のさらなる推進を図ります。